

25. サイロ港湾荷役料金表

(平成12年11月 1 日届出・実施)

(平成26年 4 月 1 日実施)

I. 料金の種類及び額

1. 基本料金

(メイズ・マイロ・大豆・大麦)

(1 トンにつき 単位円)

作 業 の 種 類		金 額
吸 揚 一 貫 作 業	外航船に係る作業	1,333
	500総トン以上の内航船に係る作業	1,298
	はしけ又は500総トン未満の内航船に係る作業	1,105
吸 揚 機 に よ る	500総トン以上の内航船に係る作業	592
積 替 作 業	はしけ又は500総トン未満の内航船に係る作業	575
積 込 作 業		491

(注) 小麦については、本料金の85パーセントを基本料金とします。

2. 割増料金

種 別	内 容		割 増 率
半夜作業	16時30分から21時30分までの間における作業	吸揚一貫作業及び積込作業	基本料金の2.5割増
		吸揚機による積替作業	基本料金の6割増
土・日曜日、 祝祭日作業	土・日曜日、祝祭日における作業	吸揚一貫作業、吸揚機による 積替作業及び積込作業	基本料金の6割増
雨天・雪天作業	雨天・雪天時における作業		基本料金の1割増以内

(注) 土曜日荷役割増は、土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日がある場合における土曜日を除く）における荷役について適用します。

3. 諸料金

(1) 待機等料金

(1 人 1 時間につき 単位円)

昼 夜 区 分	金 額
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	3,560
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	5,537

4. 分担金

区 分	金 額		
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1 トンにつき		4 円
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1 トンにつき		3 円 50 銭
(3) 港湾労働法関係付加金	吸揚一貫作業	各貨物（一律）1 トンにつき	1 円 50 銭
	吸揚機による積替作業及び積込作業	各貨物（一律）1 トンにつき	1 円

5. 消費税及び地方消費税の加算

運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた額とします。

II. 料金の適用方

1. 適用範囲

このサイロ港湾荷役料金は、メイズ、マイロ、大豆、大麦又は、小麦について岸壁に設置された吸揚機（ニューマテックアンローダー、S・K・Tチェーンコンベア等）を使用して船内荷役及び沿岸荷役の双方又は、いずれか一方を行う場合に適用します。

2. 作業範囲

サイロ港湾荷役料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

(1) 吸揚一貫作業

本船内又は、はしけ内より吸揚機により貨物を吸揚げ、計量の上、直接搬入用自動運搬機によりサイロビン投入するまでの作業とします。

なお、この場合、機械下船内作業を含むものとします。

(2) 吸揚機による積替作業

本船内より貨物を吸揚げ、横持搬送することなく直接内航船又は、はしけに積込むまでの作業とします。

なお、この場合、機械下船内作業を含むものとします。

(3) 積込作業

サイロビン内の貨物を搬出用自動運搬機により内航船又は、はしけに積込むまでの作業とします。

3. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜作業割増

16時30分より21時30分までの間における作業について、所定の半夜作業割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日作業割増

日曜日、祝日及び祭日における作業について、所定の日曜日・祝祭日作業割増を適用します。

(3) 雨天・雪天作業割増

委託者の要求により、雨天・雪天時において作業を行った場合に、所定の雨天・雪天時割増を適用します。

(4) 土曜日作業割増

土曜日荷役割増は、土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日がある場合における土曜日を除く。）における荷役について適用します。

4. 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

○待機等料金

- (1) 本料金は待機が生じた場合、作業手配の取消があった場合又は、半端作業等が生じた場合に適用します。

ただし、それらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

- (2) 待機が生じた場合における本料金は、昼間作業にあつては8時30分から16時30分までの間、
半夜作業にあつては16時30分から21時30分までの間の待機について適用します。

- (3) 作業手配の取消があった場合における本料金は、次のとおりとします。

(イ) 昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以後2時間以上を経過してからの取消について、昼間の料金の7時間分とします。

(ロ) 半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以後の取消について、半夜の料金の4.5時間分とします。

- (4) 半端作業等が生じた場合における本料金は、半端作業等の請求金額が、昼間作業にあつては昼間の料金の7時間分、半夜作業にあつては半夜の料金の4.5時間分に満たないとき、その請求金額を含めて、それぞれ昼間の料金の7時間分、半夜の料金の4.5時間分とします。

5. 消費税及び地方消費税の加算

免税となる取引には適用しません。

6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 計算トン数は、重量によるものとします。

- (2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

- (3) 消費税及び地方消費税の加算については

(イ) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

7. その他

- (1) 特殊貨物（変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚しい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（特殊船の荷役、荒天時荷役）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

- (2) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。